

K-Report

2016年 10月 1日発行
第 6 巻 第 10 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612

目次

- 1 改正情報
- 2 労務管理の基礎知識
- 3 所長コラム

1. 改正情報

■ 最低賃金額が改定

愛知地方最低賃金審議会は、愛知労働局長に対し、愛知県の最低賃金を「時間額845円に引き上げることが適当である。」という答申を行いました。これを受けて、愛知労働局長は答申内容の公示等所要の手続きを経て、以下のとおり改正決定を行いました。

平成28年10月1日から
時間額**845円**
(従来の820円から25円引き上げ)

愛知県内の事業所の使用者は、上記の額より低い賃金で労働者（臨時・パート・アルバイト等を含む全ての労働者）を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

【留意事項】

- ・ 派遣労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 一部の業種については別途特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- ・ 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例許可制度があります。

【最低賃金の算出に関する注意】

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが対象となります。

- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 時間外労働に対する賃金
- ・ 休日労働に対する賃金
- ・ 深夜労働に対する割増賃金
- ・ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【最低賃金との比較】

最低賃金は時間額によって定められている為、月給制や日給制の場合は下記の計算で時間額を比較します。

●月給制

基本的賃金 ÷ 1月の所定労働時間数（年間平均） ≥ 最低賃金

●日給制

基本的賃金 ÷ 1日の所定労働時間数 ≥ 最低賃金

2. 労務管理の基礎知識

■ とっても大事な36協定

(※1)

次の事業又は業務には限度時間が適用されません。

- ① 工作物の建設等の事業
- ② 自動車の運転の業務
- ③ 新技術、新商品等の研究開発の業務
- ④ その他厚生労働省労働基準局長が指定するもの
(造船事業における船舶の改造又は修繕に関する業務、郵政事業の年末・年始における業務等)

ただし、上記④については、1年間の限度時間は適用されません。

(※2)

臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わせる特別な事情が予想される場合には、特別条項付きの協定を締結することによって限度時間を延長することができます。

労働基準法では1日8時間又は1週40時間以上働かせてはならないことになっています。また、休日は週に1回とらなくてはなりません。会社はこの労働基準法以上に社員を働かせる場合はあらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。

この協定のことを労働基準法第36条に規定されていることから、通称、『36(サブロク)協定』といいます。

◆協定しなければならない事項

36協定では次の事項を協定しなければなりません。

- ① 時間外労働をさせる必要のある具体的な事由、業務の種類、労働者の数
- ② 1日について延長することができる時間
- ③ 1日を超える一定の期間について延長することができる時間
- ④ 協定の有効期間

なお、『1日を超え3箇月以内の期間』と『1年間』についての延長時間は下表のとおり限度時間が定められています。(※1)(※2)

期間	一般の労働者	対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者
1週間	15時間	14時間
2週間	27時間	25時間
4週間	43時間	40時間
1箇月	45時間	42時間
2箇月	81時間	75時間
3箇月	120時間	110時間
1年間	360時間	320時間

3. 所長コラム

■ 障害と呼ばれなくなる日



レームは8月のリオ五輪出場を目指したが、義足には有利性がないことを証明する事を求められ、専門家の協力も得て証明を試みたが、国際陸連は証明が不十分と判断しリオ五輪出場は叶わなかった。

しかし『健常者と一緒に競技をすることで障害者スポーツへの注目を集めたい』という夢を彼はまだ諦めていない。

リオパラリンピック大会の陸上男子走り幅跳びで、片下腿義足のマルクス・レーム(ドイツ)が、8m21を跳び、大会2連覇を果たした。レームは昨年10月のパラ陸上世界選手権で8m40を跳び世界記録を更新した。この記録は、ロンドン五輪走り幅跳び金メダリストの記録を9cm上回っていることで大きな話題となったが、義足での踏み切りは有利ではないかという論議が起こった。理由として注目されるのは、カーボン製の義足だ。

しかし、「それだけではない」と義足の研究開発を専門とするエンジニアは強調する。義足を使いこなすことのできるアスリートとしての能力、練習環境や競技人口の増加……。さまざまな要因があるのに、義足のテクノロジーに話題が偏りがちだ、と考える。

エンジニアは、2020年東京パラリンピックで「義足ランナーが、健常者のタイムを100メートルで超えること」が目標だ。「義足ランナーが健常者のタイムを超える。それは社会で障害が障害じゃなくなる一つのきっかけになるはずです」と言っている。

義足とコンタクトレンズの違い、何処なのか？私は説明出来ない。